○叙勲

泉　幸雄　鹿島　清造　黒木　泉
（北海道岩内町議会議長）　和島　國靖
旭日単光章を授けられる（各通）（十月八日）
渡部　敬
旭日小綬章を授けられる
田畑　始
旭日単光章を授けられる（以上十月九日）
（宮城県色麻町議会議員）　遠藤　悦次
旭日双光章を授けられる
田中　誠　角田　長司
藤田　昭一　本吉　基彦
旭日単光章を授けられる（各通）（以上十月十日）
（三重大学名誉教授）　広海　玄光
瑞宝中綬章を授けられる
岩崎　重明　加藤　忠　桑木　望
後藤　雄一　杉本　操　武田　富夫
中山　義信　廣地　功七　松井　克巳
溝添　義盛　宮城島　廣　吉森　勇次
瑞宝双光章を授けられる（各通）
相良　和喜
（千葉県警部補）　三沢　隆
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十月八日）
牧野　光雄
瑞宝小綬章を授けられる
大野　久雄　狩野　欣一
秦　武則　星　進　小林　民太
山下　竹治　吉田　仙一　矢野　清
和田　兵藏　和賀　良市
瑞宝双光章を授けられる（各通）
小亦　健司　堀　靖　森田　哲夫
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十月九日）
（名古屋大学名誉教授）　黒積　俊夫
瑞宝中綬章を授けられる
大西芙三男　岡　成一　尾ノ上義照
景山　一三　川島　敏　金城　康洋
古場田良次　柴田　茂光　高橋　聰
直井　志郎　原田　弘實　樋口　富次
福本　正隆　藪内　宏美
瑞宝双光章を授けられる（各通）
池田　きく　勝山　忠雄
栃木　恒昭　松葉　好夫
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十月十日）
田村　宏一
瑞宝双光章を授けられる（十月十一日）
新地　洋丸　濱田　明
瑞宝双光章を授けられる（各通）（十月十二日）

官庁報告

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり今後目指すべき地方税制の方向と平成二十五年度の地方税制改正等への対応についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十四年十一月十三日

総務大臣　樽床　伸二

今後目指すべき地方税制の方向と平成25年度の地方税制改正等への対応についての意見

平成24年10月22日

地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方税制の方向と平成25年度の地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

社会保障・税一体改革に伴う税制抜本改革法が去る８月10日に成立した。同法は、段階的に消費税率を引き上げることを主な内容としているが、税制抜本改革には、国税に関する同法第７条に列挙された事項をはじめとして、消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する検討すべき課題が残されている。その際、地域主権改革の観点からの税制の構築も忘れてはならない重要な課題である。

これらの課題については、平成25年度以降の税制改正の過程で議論されることとなるが、今後の地方税制改正の検討に当たっては、これまでの議論も踏まえつつ、地方税の原則に立ち戻り、地方税のあるべき姿に向けた検討が行われなければならない。

当審議会は、このような基本認識の下に、今後の地方税制改正の議論に資するよう、中長期を視野に入れた「第一　今後目指すべき地方税制の方向」と当面の課題に対応するための「第二　平成25年度の地方税制改正等への対応」をまとめた。

第一　今後目指すべき地方税制の方向

1　地方税のあるべき姿

地方税はまず、地方自治体が実施する、住民が求める行政サービスを賄うのに十分な量を確保することが求められる。租税は公平でなければならないが、地域住民や地域社会で活動する者が相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税は、応益課税の考え方がより求められる。

地域主権改革の観点からは、地方税制の自主性・自立性を高めていく必要がある。景気変動に左右されない安定性や税源が一部地域に偏らない普遍性も備えていなければならない。

こうした地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿についての考え方は、以下のとおりである。

(1)　今後増大する地方の財政需要を賄うための地方税の充実

住民が安心して暮らせる社会にするには、地方自治体が住民に身近なところで果たす医療・介護・保育をはじめとする社会保障や環境対策などの役割が今後ますます重要となる。そのための財政需要が今後とも増加することが見込まれるが、現行の地方税制はそれに十分対応できていない。地方歳入決算額に占める地方税の割合は、景気の低迷の影響もあり、ピーク時の44%（平成19年度決算）から、35%（平成22年度決算）まで下がっている。

このため、地方税は、地域に必要なサービスを確実に提供することができるよう、十分な確保が必要である。自分たちが望むサービスを供給するのに必要な費用は、自分たちが負担する財源で賄うという自治の理想の形に近づけるためには、国と地方の役割分担に応じて、国と地方の税源のあり方を見直していくことが必要である。

仮に、国が地方税の減収を伴う施策を導入・拡充する際には、地方税を中心とした恒久的な歳入確保措置等により、それに見合う安定的な財源が確保されなければならない。この点、フランスでは、地方歳入に占める自主財源（主として地方税収入）の比率を一定以上に維持すること、国の政策による地方の負担増を伴う権限の移譲や創設・拡充について、国により財源の手当がなされることが、憲法及びそれに基づく組織法において明確に定められている。

(2)　分かち合いとしての地方税制の公平性の確保

公的サービスによる便益は、社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は広く公平に分かち合うことが必要である。特に、地方税は、地域社会の費用を地域住民が相互に負担し合うという負担分任の性格を有することから、受ける便益に応じて課税する応益課税がふさわしい。

特定の者に税負担を軽減する措置は、税負担の公平の原則の例外であり、真に必要な場合に限るべきである。特に、国の政策による地方税の税負担軽減措置等は、応益課税の原則から可能な限り行わないよう見直しを行うべきである。

(3)　地域主権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化

地域主権改革を進める観点からは、地方自治体が歳出のみならず歳入面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ることが求められる。地方税法等で定められている過剰な制約を取り除き、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるように改革を進めるべきである。

国による一方的な地方税の税負担軽減措置等は、地方の自主性・自立性を損なう場合がある。仮に導入する場合には、地方自治体が地域の実情に対応した政策が展開できるよう、平成24年度税制改正で導入した地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）を活用していくことが望ましい。

(4)　偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築

地方自治体は、地域の事情が様々に異なる中で、社会保障など住民生活に密着した基礎的な行政サービスを広く担う必要があり、安定的な財政基盤を確立する必要がある。このため、地域間の税収格差を拡大しないよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築しなければならない。財政力の弱い地方自治体にとって貴重な財源となっている税の安易な軽減は、税収格差を拡大する恐れがあり、慎まなければならない。

2　社会保障・税一体改革の着実な推進

税制抜本改革法の円滑かつ着実な施行を図ることにより、国とともに社会保障制度を支える地方の社会保障給付に必要な安定財源を確保していかなければならないが、税制抜本改革を進めていく上では、同時に、地域主権改革を推進するための税制の構築が必要である。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国と地方の税源のあり方を見直していくべきである。